除去土壌の収集等に係る業務を行う者にあっては、次に掲げるもの	一時間三十分
除去土壌の収集等に係る業務に係る作業　放射線測定器の取扱い　外部放射線による線量当量率の監視　汚染防止措置　身体等の汚染の状態の検査及び汚染の除去　保護具の取扱い　除去土壌の収集等に係る業務に係る作業に使用する機械等の取扱い	
汚染廃棄物の収集等に係る業務を行う者にあっては、次に掲げるもの	一時間三十分
汚染廃棄物の収集等に係る業務に係る作業　放射線測定器の取扱い　外部放射線による線量当量率の監視　汚染防止措置　身体等の汚染の状態の検査及び汚染の除去　保護具の取扱い　汚染廃棄物の収集等に係る業務に係る作業に使用する機械等の取扱い	
特定汚染土壌等取扱業務を行う者（線量管理外特定汚染土壌等取扱事業者を除く。）にあっては、次に掲げるもの	一時間
特定汚染土壌等取扱業務に係る作業　放射線測定器の取扱い　外部放射線による線量当量率の監視　汚染防止措置　身体等の汚染の状態の検査及び汚染の除去　保護具の取扱い	
線量管理外特定汚染土壌等取扱事業者にあっては、次に掲げるもの	一時間
特定汚染土壌等取扱業務に係る作業　放射線測定器の取扱い　汚染防止措置　身体等の汚染の状態の検査及び汚染の除去　保護具の取扱い	

第三条の次に次の二条を加える。

（特定線量下業務に係る特別の教育の実施）

第四条　除染則第二十五条の八第一項の規定による特別の教育は、学科教育により行うものとする。

（特定線量下業務に係る学科教育）

第五条　前条の学科教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に定める範囲について同表の下欄に定める時間以上行うものとする。

科目	範囲	時間
電離放射線の生体に与える影響及び被ばく線量の管理の方法に関する知識	電離放射線の種類及び性質　電離放射線が生体の細胞、組織、器官及び全身に与える影響　被ばく限度及び被ばく線量測定の方法　被ばく線量測定の結果の確認及び記録等の方法	一時間
放射線測定の方法等に関する知識	放射線測定の方法　外部放射線による線量当量率の監視の方法　異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法	三十分
関係法令	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則及び除染則中の関係条項	一時間

○経済産業省告示第百三十八号

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）第二十六条第一項の規定により、同法第十四条第一項に規定する指定調査機関について、次のとおり調査の業務の全部の廃止を許可したので、同法第二十八条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十四年六月十五日

経済産業大臣　枝野　幸男

一　名称　公益財団法人日本適合性認定協会

二　住所　東京都品川区東五反田一丁目二十二番一号

三　指定調査機関が行う調査の業務に係る国外適合性評価事業の区分　特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行令（平成十三年政令第三百五十五号）第二条第四号の国外適合性評価事業

四　廃止の日　平成二十四年六月十七日

○国土交通省告示第七百二十三号

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号）第八条の二、第九条第一項及び第九条の二第一項の規定に基づき、仙台空港について次のように第一種区域、第二種区域及び第三種区域の指定を解除し、第一種区域については平成二十五年四月一日から、第二種区域及び第三種区域については平成二十五年十月一日からそれぞれ適用する。

平成二十四年六月十五日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　第一種区域の指定を解除する区域

イ　次に示す区域

宮城県名取市飯野坂

ロ　次に示す区域のうち仙台空港事務所に備え置いて縦覧に供する図面に仙台空港に係る第一種区域の指定を解除する区域として示す部分

宮城県名取市下増田、同市植松、同市杉ヶ袋、同市本郷及び同県岩沼市下野郷

二　第二種区域の指定を解除する区域

第二種区域として指定されている区域のうち、滑走路Ｂの短辺の側における滑走路Ｂの中心線（その延長線を含む。以下単に「中心線」という。）上の滑走路Ｂの東側末端から滑走路Ｂの外側へ四百十メートルの地点において中心線と直角をなす直線上にあって、同地点から十メートルの距離にある二つの地点のうち北側のものを（イ）と、南側のものを（ロ）とし、中心線上の滑走路Ｂの東側末端において中心線と直角をなす直線上にあって、同地点から百メートルの距離にある二つの地点のうち北側のものを（ハ）と、南側のものを（ニ）とした場合において、（イ）、（ロ）、（ニ）、（ハ）及び（イ）の各地点を順次結んだ線により囲まれた区域以外の区域

三　第三種区域の指定を解除する区域

第三種区域の全部

備考　一に掲げる区域は、平成二十四年六月十五日における行政区画によって表示されたものとする。

官庁報告

国家試験

平成24年度ＩＴパスポート試験及び平成24年度春期情報処理技術者試験合格者

平成24年度ＩＴパスポート試験（４月実施分）及び平成24年度春期情報処理技術者試験のうち基本情報技術者試験の合格者を平成24年５月17日に決定したので受験番号を次のとおり公示する。

平成24年６月15日

経済産業大臣　枝野　幸男